

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方

山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（素案）

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
1	対象者の要件	制度の主旨が「性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し」としている以上、近親パートナーを認めないのは著しく矛盾すると考えます。 なぜなら、兄妹などの近親婚も性的指向の一つだからです。 したがってこの矛盾を解消するため、第3条（4）は削除すべきです。	1	【反映困難】 性的指向は、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向と定義しており、兄妹などの近親婚とは分けて考えています。
2	手続きの方法	宣誓制度ではなく登録または届出制度とし、郵送やインターネットでも必要書類を送れる制度にしてください。その理由は、もし医師の説明や医療行為への同意などに対応するために制度の利用が必要な場合、大病や大怪我を患う当事者にとって登庁して宣誓すること自体が超えられない障害となり得るからです。どのような利用者が制度を必要とするのかを具体的にイメージして制度の意義をもう一度見直し、この立て付けについてご再考・救済策をご検討下さい。※希望者が宣誓を行うことを阻む提案ではありません。	1	【運用時に反映】 宣誓をする方のプライバシーの確保、登庁の負担を考慮し、郵送とインターネットを利用し、宣誓から受領証の交付まで県庁に来なくてもできる制度運用を行っていきます。
3	対象者の要件	対象者の要件の「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。」を別の表記にしてください。一般に日本人同士のカップルの場合は特に問題がないと思われる表記ですが、特にカップルの少なくとも一方が同性婚が合法化している出身で本国ですすでに結婚している場合、県の制度を利用してパートナーシップを結ぼうと希望しても制度にアクセスすることができなくなってしまいます。公的な書類で配偶者がいないことを証明できないばかりか、配偶者がいることの証明しかできません。このような外国人を含むカップルについては別の扱いをする場合については、問い合わせや陳情などが新たな障壁とならぬよう予めその旨公表して下さい。※埼玉県内の複数の自治体では次のような要件を採用しています。「ほかの方とパートナーシップ・ファミリーシップの関係、または婚姻関係にないこと」ぜひご検討下さい。	1	【運用時に反映】 同性婚が合法化している出身で本国ですすでに結婚している場合も、申請があれば、その状況を考慮して受領しますので、その旨周知に取り組んでまいります。

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
5	制度全般	<p>埼玉県に住む、LGBTQ当事者です。 今回、「山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」(素案)についての情報を知り、メールを送らせていただきました。 制度に賛成致します。 「パートナーシップ宣誓制度」は、LGBTQ(性的少数者)当事者にとって、心強いものだと思います。 異なる地域からの意見になりますが、是非、制度を成立させていただきたく思い、メールを送らせていただきました。 よろしくお願い致します。</p>	1	<p>【その他】 当事者の方が安心して暮らすことができ、そして性の多様性への県民理解が深まるよう、本制度の運用に取り組んでまいります。</p>
6	制度全般	<p>素案に賛同いたします。 婚姻が異性同士のみ認められている現状は、違憲状態であると考えます。PS制度の拡充により、ひいては同性同士の婚姻も法律化される未来に繋がればと願っています。 山梨県の皆さまを応援しています。 (意見提出に個人情報が必要だと、PS制度当事者ほどためらってしまうのではないのでしょうか。無記入可だとより良いと思います。)</p>	1	<p>【その他】 当事者の方が安心して暮らすことができ、そして性の多様性への県民理解が深まるよう、本制度の運用に取り組んでまいります。</p>
7	制度全般	<p>山梨県パートナーシップ宣誓制度が導入されれば、結婚はできないけれども、少し生きる事に対して前向きな気分になれます。 導入してください。 よろしくお願いいたします。</p>	1	<p>【その他】 当事者の方が安心して暮らすことができ、そして性の多様性への県民理解が深まるよう、本制度の運用に取り組んでまいります。</p>
8	制度全般	<p>パートナーシップ制度は婚姻制度との関係で違法になると思います。 このサイトで分析されています。 パートナーシップ制度 https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/パートナーシップ制度/ 同性婚判決のところでもパートナーシップ制度の問題について書いてあります。 同性婚訴訟 東京地裁判決の分析 https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/同性婚訴訟-東京地裁判決の分析/ 同性婚訴訟 福岡地裁判決の分析 https://kenpokaisei.jimdofree.com/規範力の復元/同性婚訴訟-福岡地裁判決の分析/ 法律違反の制度は問題があるのでやめるべきだと思います。</p>	1	<p>【その他】 様々な御意見の一つとして参考とさせていただきます。 誰もが多様性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、本制度の運用を進めてまいります。</p>

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
9	制度全般	<p>婚姻は婚姻した者にサービスを受けられるようにすることで婚外子として生まれる子供を減らす仕組みとなっている。そしてそれが結果として子供のためになるようにつくりられている。パートナーシップ関係の者に婚姻と同等のサービスを受けられるようにすることはその仕組みを壊すことになるので、婚外子を増やすことになり、子供のためにならない。ファミリーシップで子供を登録しても、子供の父は誰か分からないままに子供を作ることや推進する作用が含まれてしまっているから問題の解決にはならない。婚姻した者だけにサービスを受けられる仕組みでなければ国が婚姻という制度を導入している意味がなくなる。パートナーシップ宣誓制度で婚姻と同等のサービスを受けられるようにすることは婚姻の意義と矛盾し、婚姻の制度を壊してしまうことになる。全く同等のサービスでなくとも、影響があれば制度の意味を弱めることになる。パートナーシップ宣誓制度は民法の立法政策に反しており、自治体の定めては部分に触れるため問題がある。</p>	1	<p>【その他】 様々な御意見の一つとして参考とさせていただきます。 誰もが多様性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、本制度の運用を進めてまいります。</p>

No.	箇所	意見の内容(原文)	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
10	制度全般	<p>身体的な女性の二人がパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ関係になって、その後同じ身体的な男性の精子でそれぞれ身体的な男児と女児を生んだ場合を考える。</p> <p>その男児と女児の親は婚姻関係にないから、その男児と女児は「民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者」ではない。</p> <p>そのため、その男児と女児は第3条の「民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者」に当たらないから、将来的にパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ関係になることができる。</p> <p>しかし、これだと遺伝的に近い人でもパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ関係になれてしまうから、婚姻関係によって「民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者」の人を退け、遺伝的な問題が生じることを防ぐ意図が機能しないことになる。</p> <p>こういう制度を許してしまうなら、始めからパートナーシップ宣誓制度が婚姻関係をまねる形で「宣誓に係る当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。」の条項で特定の人物を退けようとしている意味もなくなる。</p> <p>婚姻の価値は世代をこえて一定の幸福を維持していくために必要な最低限の内容がしっかりと組み込まれているが、パートナーシップ宣誓制度は世代をこえて一定の幸福を維持していこうとする視点がなく、持続可能性がない。</p> <p>パートナーシップ関係にある本人たちは幸せに思えても、将来世代や社会全体との兼ね合いを保てないから導入するべきではない。</p>	1	<p>【その他】</p> <p>様々な御意見の一つとして参考とさせていただきます。</p> <p>誰もが多様性を認め合い、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けて、本制度の運用を進めてまいります。</p>